

沿岸広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年2月27日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
宮古市川内第2地割19番1地先から27番1地先まで	新	m 36.8~35.4	m 73.5
	旧	35.4~16.4	73.5
宮古市川内第2地割19番1地先内	新	41.4~34.2	97.0
	旧	32.5~18.0	97.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 令和6年2月27日から同年3月26日まで